

成人期における歯科保健課題に係る推進方策について(協議)

R7.1.23 鳥取県西部総合事務所 米子保健所

- ◆成人期における歯科保健対策について、健康増進法に基づく歯周疾患検診を西部全市町村が実施するなど、無償又は低額でその機会が提供されている。加えて県でも、歯の健康に対する県民意識の醸成に取り組んでいるところ。
- ◆しかしながら、市町村の歯周疾患検診の受診率は低い状況（例年 3～5%程度）
- ⇒成人期における口の健康への関心を高める方法について意見を伺いたい。

1 市町村の取組

(1) 健康増進法による歯周疾患検診

健康増進法において、節目検診の実施が市町村の努力義務とされており、西部圏域では全 9 市町村において以下のとおり実施されている。

対象者 : 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳

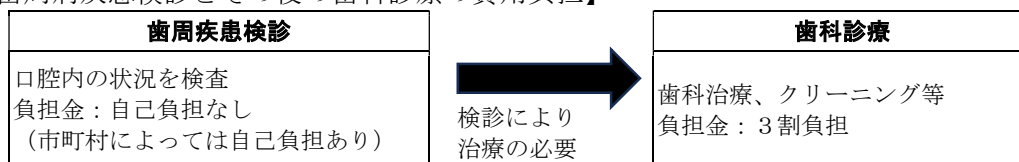
検査内容 : 歯、歯周組織等口腔内の状況を検査 (2,200 円相当)

負担割合 : 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 (市町村により対象者負担あり)

【歯科健診（検診）制度】

乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
		一定の労働者に対する定期検診[労働安全衛生法]		
乳幼児歯科健診 [母子保健法]	学校歯科健診 [学校保健安全法]	20,30歳	40,50,60,70歳	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 [高齢者医療確保法]
		歯周疾患検診 [健康増進法]	歯周疾患検診 [健康増進法]	
		※R6年度から拡大		

【歯周病疾患検診とその後の歯科診療の費用負担】



(2) その他 市町村による成人歯科保健に係る取組

市町村	取組
米子市	・ 歯科健康教育 ・ 3歳児健診対象の保護者にデンタルフロスと歯科保健指導チラシの配布
境港市	
日吉津村	・ 住民会場での歯科保健指導
大山町	・ 1歳6か月児、3歳児健診保護者へ歯科検診、歯科保健指導 ・ 住民健診での歯科保健指導
南部町	
伯耆町	・ 住民健診会場での歯科保健指導
日南町	・ 集団検診における「歯と口腔の健康相談」
日野町	・ 成人歯科健診、保健指導（1歳6か月児、3歳児健診保護者） ・ 口腔がん検診
江府町	・ 住民健診での口腔がん、粘膜疾患検診 ・ 出張福祉保健講座での歯科教育

2 県による成人期における歯科保健対策

県では、定期的に歯科検診を受けやすい職場環境の整備や、歯の健康に対する県民意識の醸成を進めるべく、県歯科医師会、市町村、協会けんぽ等と連携し、地域と職域における定期的な歯科健診の体制整備を支援している。

(1) 働いている方：健康経営マイレージ（チラシ参照）

県内の事業所の健康経営への取組を後押しするため、協会けんぽ鳥取支部と県が連携して「健康経営マイレージ事業」を実施している。これにより、県内の協会けんぽ加入事業所（約 8,500 事業所）が、健康講座などを受け、社員の健康づくりに取組んだ場合、事業所に対しポイントを付与し、ポイントを多く集めた事業所については、広報・表彰を行う。

【歯に関するポイント項目】

◆講座の受講

- ・内容：県歯科医師会・県歯科衛生士会の講演（歯周病予防・フレイル・オーラルフレイルの講話、セルフブラッシング指導、オーラルフレイルチェック 等）

◆職場での歯磨き励行

- ・内容：食後の歯磨き実施の推奨、職場環境づくり（歯ブラシ支給、洗口液の設置 等）

(2) 働いてない方：地域における歯周疾患検診促進パイロット事業（資料 4-4 参照）

市町村による住民検診等に併せて、歯周病スクリーニングや歯科保健指導を実施し、歯周病の一次予防を促進する。

3 課題

(1) 成人期に対する歯科検診は健康増進法に基づく歯周疾患検診があるが、これは市町村による努力義務のため、歯科検診の受診は義務化されていない。そのため個人任せになっている。西部圏域全 9 市町村とも歯周疾患検診（ふしめ歯科検診）を実施しているが、受診率が低い。

(2) 健康講座を受講する機会を設けているが、事業を利用する人が少ない。

(3) 県民の 20 歳以上の者の約半数が過去 1 年間に歯科検診を受診していることから、健康意識が高い方は制度を利用せずとも個人で歯科検診を受けていると推察される。そのため健康意識が低い方へのアプローチが必要である。

(4) 20 歳代から 50 歳代は女性よりも男性の受診率が低い。特に 20 代 30 代男性が歯科検診を受けている割合が低い。このことから、働いている人は歯科検診を受ける時間的余裕がないもしくは必要性を感じていないと思われる。働き盛り世代への働きかけが必要である。

【県西部の歯周疾患検診等の実績】

- ・歯周疾患検診受診率 …… 5.0% （令和 5 年度実績、県平均）
- ・お口の健康講座 …… 0 件 （令和 6 年度実績）
- ・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業 …… 3 市町村 （令和 6 年度実績（予定を含む））

【ここ 1 年間に歯科検診を受けた者の割合（鳥取県データ）】（平成 28 年度国民健康・栄養調査より）

	総数	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上
受けた(%)	49.5	38.5	48.6	51.3	46.0	58.9	51.1	41.8
受けていない(%)	50.5	61.5	51.4	48.8	54.0	41.1	48.9	58.2

<上記に関連する米子市勤労者福祉サービス（委員）からのご意見>

企業における歯科保健事業を推進するための具体的な施策のアイデアをご教授いただきたい。

乳幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口の推進方策について(協議)

R7.2.23 鳥取県西部総合事務所 米子保健所

- ◆フッ化物洗口はむし歯予防策として効果を実証されており、国により推奨されている。県では、平成25年に策定した「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例」によりフッ化物洗口を推進している。
 - ◆西部地域の全公立園ではフッ化物洗口を実施。米子市の小学校についても令和6年度内には全23校がフッ化物洗口を実施。西部地域でもフッ化物洗口を実施する施設が増加してきた。
 - ◆学校現場からは、負担感の強さに対する訴えがある。
- ⇒今後、フッ化物洗口を推進するための方法についてご意見を伺いたい。

1 フッ化物洗口の概要

- ・一定濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて1分間ブクブクうがいをする方法で、永久歯のむし歯予防手段として有効な方策である。
- ・厚生労働省は、平成15年、有効かつ安全なフッ化物応用の一つであるフッ化物洗口を広く普及するためのガイドラインを発出し、特に4歳から14歳までの期間の実施を推奨された。
- ・本県では、「歯と口腔の健康づくり推進条例」及び「口腔の健康づくりとっとりプラン(第2次)」に沿って、保育所や学校等の単位でのフッ化物洗口の取組を進めている。

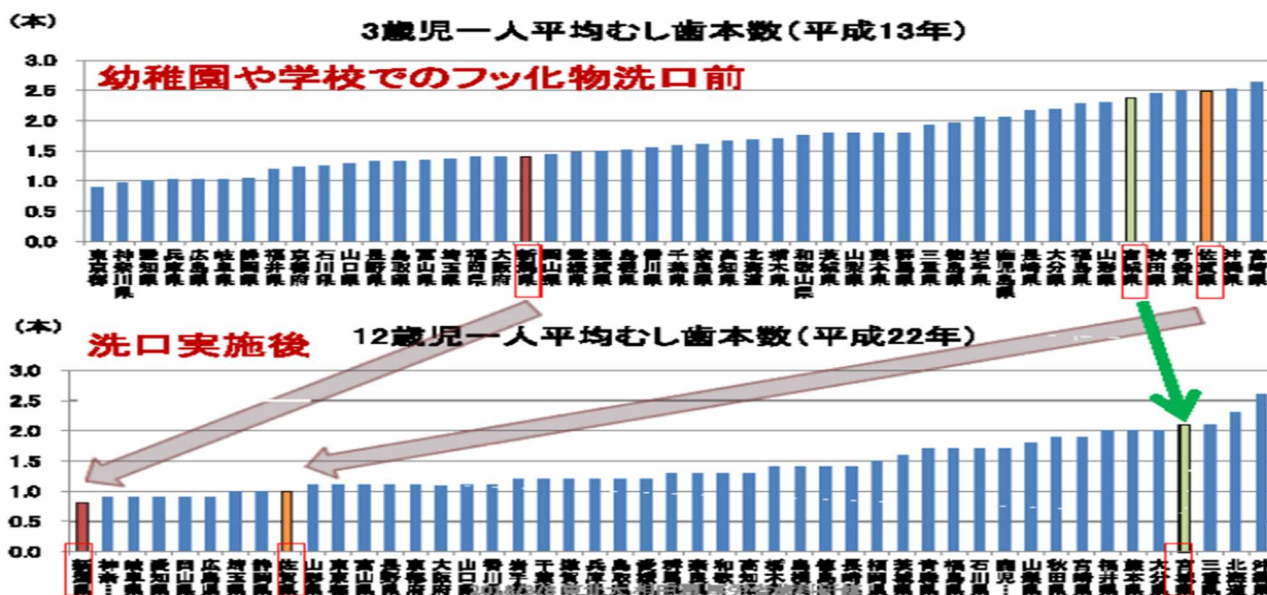
2 フッ化物洗口を集団で行う目的

歯のむし歯予防にとって重要な幼児期～学齢期において、子どもたちへのむし歯予防の機会を平等に設ける必要がある。実施を家庭に委ねてしまうと、家庭状況の差によって実施に差が生じることとなる。健康格差縮小の観点から、公衆衛生的対応として保育園、学校での集団実施が効果的である。

3 フッ化物洗口の効果

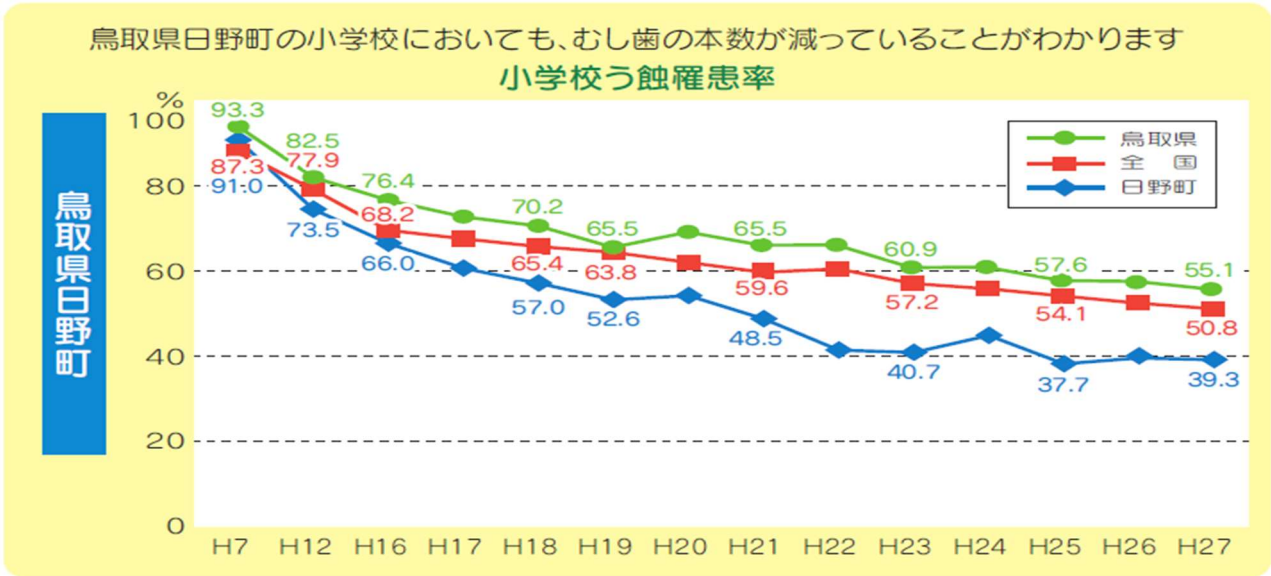
(1) 都道府県別一人平均むし歯本数の推移

フッ化物洗口実施上位の新潟県、滋賀県ではフッ化物洗口実施前の3歳児一人平均むし歯本数とフッ化物洗口を実施後(フッ化物洗口開始可能時期は4歳頃)の12歳児一人平均むし歯本数を比較すると、明らかに一人平均むし歯本数が減少している。



(2) 本県日野町の取組事例

日野町では、平成 11 年に保育園、平成 20 年に小学校でフッ化物洗口を開始した。以降、長年継続的にフッ化物洗口を実施することにより、むし歯の罹患率が減少している。



4 西部地域でのフッ化物洗口実施状況等

(1) 西部圏域実施状況

令和 6 年 6 月現在

	保育園,こども園,幼稚園	小学校	中学校
米子市	31% (14/45)	52% (12/23) ※	0% (0/13)
境港市	27% (3/11)	0% (0/6)	0% (0/3)
日吉津村	100% (1/1)	0% (0/1)	—
大山町	100% (4/4)	0% (0/4)	0% (0/3)
南部町	100% (4/4)	0% (0/3)	0% (0/2)
伯耆町	100% (4/4)	0% (0/4)	0% (0/2)
日南町	100% (3/3)	0% (0/1)	0% (0/1)
日野町	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)
江府町	100% (4/4)	0% (0/1)	0% (0/1)
西部圏域	47% (35/74)	29% (13/74)	3% (1/26)

※R6 年度中に 100%実施予定

(2) 実施施設数の増加の推移

区分	~H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計	実施率	母数
保育所	33	9	7	7	10	1	5	2	2			1			77	61.1%	126
幼稚園				2											2	13.3%	15
認定こども園	10	5		1	10			1		1	1				29	50.9%	57
小学校	2						3			2		9	2	9	27	23.2%	116
中学校	1								1						2	3.5%	57
合計	46	14	7	10	20	1	8	3	3	3	1	10	2	9	137	34.5%	371
【参考】 小中学校の 開始時期 (市町村別)	日野町						湯梨浜町				北栄町						

5 フッ化物洗口推進のための取組

団体名	取 組
県歯科医師会	・R7年度、教職員手順動画、保護者説明動画、生徒説明動画、ぶくぶくうがい30秒動画を作成予定（県委託）。
米子市	・小学校で実施する際、教職員の負担を減らす工夫をしている。 ※詳細は別紙1参照
境港市	・現時点では、公立保育園3園のみ実施。 ・今後、他園や小、中学校へも広げていけるよう、関係部署や歯科医師とも協議をしており、具体的な方針については検討中。
日吉津村	・ひえづこども園の年中児・年長児の希望される方に実施。（ほぼ全員実施） ・小学校にも導入に向けてお話を毎年伺っているが、了解が得られずの状況。引き続き村も依頼を続けていく予定。
大山町	
南部町	・町内園でのフッ化物洗口の実施（各園でのフッ化物洗口事業説明） ・（R7新）小学校のフッ化物洗口実施に向け、教育委員会・学校と協議
伯耆町	・未就学児は園でフッ化物洗口を実施、小中学校生徒は希望者が家庭でフッ化物洗口を実施ためのフッ化物洗口剤交換券を配布。 ※詳細は別紙2参照
日南町	・鳥取県事業にて日南町立認定こども園にちなん十色（計3か所）で、年少児～年長児がフッ化物洗口を毎朝行っている。 ・1歳6か月児、3歳児対象に歯科検診時に、フッ化物洗口を行っている。
日野町	・H11年度から保育所で、H20年度からは小中学校において希望者を対象に集団での洗口を開始し、現在も保育所と義務教育学校で継続して実施している。
江府町	・フッ化物洗口を保育園年中児・年長児の午前中に1回/日で実施。 ・保護者への説明会を実施し、希望調査をとり、希望者の世帯にのみフッ化物洗口実施中。

6 課 題

- （1）学校現場では働き方改革が推奨されるなか、新たな取り組みを入れるのは現場に負担がかかると懸念されている。実施校のアンケート結果では「仕事が増えた」「学校職員の仕事なのかと思う」という声があり、引き続き、現場の負担感を減らす工夫が必要。
- （2）私立園での導入が特に進んでいない。私立園では、フッ化物洗口に係る情報提供が十分でなく、情報が少ないことによる不安から実施できない可能性がある。このことから、特に丁寧に働きかけを行う必要がある（7を参照）。

＜上記に関連する米子市（オブザーバー参加）からのご意見＞

県と市町村の連携については、米子市では全小学校でフッ化物洗口を実施予定。そこで、就学前の保育園等からフッ化物洗口を実施していれば就学後スムーズにフッ化物洗口を行えると思う。

そのため、保育園等へのアプローチをお願いしたい。

7 来年度の取組：私立園への働きかけ

現在、西部圏域の未就学園では全公立園がフッ化物洗口実施している一方、私立園では導入が進んでいない。このことから、来年度、フッ化物洗口未実施私立園に対し、フッ化物洗口説明・体験会を実施し、未実施園の負担感の軽減などに取り組んでいく。

【説明・体験会（案）】

- ・主催：鳥取県歯科医師会
- ・対象：フッ化物洗口未実施の私立保育園（所）、私立認定こども園及び私立幼稚園
- ・方法：了承を得た対象園に対し、鳥取県歯科医師会歯科衛生士が園へ訪問。フッ化物洗口について説明・体験会を実施する（米子保健所同行）。
- ・内容：フッ化物洗口についての説明／実施方法についての説明／フッ化物洗口体験

【公立・私立別の実施状況】

米子保健所調べ (R6年6月現在)

市町村	公立		私立		
	保育所(園)	認定こども園	保育所(園)	認定こども園	幼稚園
米子市	100%(9/9)	100%(1/1)	16%(3/18)	0%(0/10)	14%(1/7)
境港市	100%(3/3)	—	0%(0/5)	0%(0/1)	0%(0/1)
日吉津村	100%(1/1)	—	—	—	—
大山町	100%(5/5)	—	—	—	—
南部町	100%(3/3)	100%(1/1)	—	—	—
伯耆町	100%(4/4)	—	—	—	—
日南町	—	100%(3/3)	—	—	—
日野町	100%(1/1)	—	—	—	—
江府町	100%(1/1)	—	—	—	—

※米子市の市立保育園 1 施設、私立認定こども園 1 施設、私立幼稚園 1 施設、実施に向け検討中

【費用負担の状況】

県歯科医師会 R5「再開状況アンケート」より

	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町
公立園	保護者	市町村	市町村	保護者	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
私立園	保護者 または 園負担	実施 なし	—	—	—	—	—	—	—

むし歯予防フッ化物洗口事業実施要綱

(目的)

- 1 鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例第10条（基本的施策）第6項に基づき、子どものむし歯予防に効果的なフッ化物洗口を県内全域で導入普及することで、幼児期～学齢期のむし歯罹患率の減少を図る。

(事業内容)

- 2 永久歯をむし歯から守るため、永久歯の萌出が始まる4歳児からフッ化物洗口を実施する体制を構築し、市町村が主体的かつ円滑に幼児期～中学校卒業まで切れ目のないむし歯予防対策に取り組める技術支援及び普及啓発を行う。学齢期における対策等を重点的に検討するとともに県内の児童養護施設等を対象に歯科保健意識の向上とむし歯予防の推進を図る。

(1) フッ化物洗口推進検討会

- ①関係機関との連絡調整（市町村、教育委員会等）
- ②具体的実施方法の検討
- ③事業評価方法の検討
- ④学齢期歯科保健対策検討会 等

(2) 普及啓発

ア 実施内容 本事業を広く普及する活動

募集活動、出前説明会、研修会、視察、ブクブク洗口推進レター作成、試行実施、体験実施、事例紹介・活動報告会等

イ 試行実施における洗口実施期間 概ね1ヶ月間を限度とする。

(3) 施設・学校での実施

ア 実施規模 予算の範囲内

イ 対象者 保育所及び幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等に通う者
児童養護施設等の入所者、放課後児童クラブ（子ども教室）参加者等

ウ 実施内容

実施にあたっては、市町村及び所管の保健所、鳥取市保健所、関係機関と連携して行う。

- ①事前打合せ（職員勉強会）
- ②保護者説明会
- ③洗口開始日指導
- ④洗口開始後調査
- ⑤実態調査（継続実施等の確認）

エ 実施支援期間 新規に洗口を開始した日から最長1年間とする。ただし、

本事業に係る次年度予算が成立しなかった場合は、この限りではない。また、委託期間の終了をもって当該年度の支援は終了するものとする。

(事業の委託)

3 2の事業は、一般社団法人鳥取県歯科医師会へ委託して行う。

(事業の経費)

4 2の事業に必要な経費は、県が負担する。

(成果物)

5 2の事業について、受託者は、次の成果物を県が定める期限までに提出する。

成果物	(1) フッ化物洗口マニュアル(鳥取県版)の印刷物及び電子媒体(改訂した場合)	(2) 実施状況についての報告書
提出期限	作成後20日以内	毎年3月末

成果物の内容については、県の指示に従うこと。

(事業終了後の対応)

6 県は、事業終了後も市町村等に対し、フッ化物洗口を保健事業として位置づけ、引き続き取り組んでもらえるよう積極的に働きかける。

歯科医療等業務従事者は、市町村及び施設等が実施するフッ化物洗口に関連する業務に関し、必要に応じて支援等を行うよう努めるものとする。

(その他)

7 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。
この要綱は、平成24年5月17日から施行する。
この要綱は、平成25年4月2日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

米子市立小学校におけるフッ化物洗口実施までの取組

1 実施状況

令和5年度 12校

県事業：9校（令和6年1月・2月～開始）※開始日から1年間

市事業：3校（令和6年1月・2月～開始）

令和6年度 23校

県事業：【年度当初】9校

【年度途中】9校（市事業へ移行） → 11校新規開始

市事業：【年度当初】3校

【年度途中】12校（9校県事業から移行）

令和7年度 23校

県事業：【年度当初】11校

【年度途中】11校（市事業へ移行） → 県事業終了

市事業：【年度当初】12校

【年度途中】23校（11校県事業から移行）

令和8年度 23校

市事業：全23校 児童数7,706名

2 実施までの取組

- ・小学校での集団実施は、第一に学校の協力・理解が必要。
- ・教職員の負担をなるべく減らし、学校でしかできないことだけをやってもらう。（実施希望児童への洗口液の配布、うがい時の見守りなど）
- ・学校の要望には、可能な限り対応する。
- ・学校現場は、初めてのことを実施することに不安感があるので、分かりやすく丁寧に説明する。
- ・「米子市フッ化物洗口実施手順マニュアル」を作成。学校、米子市、鳥取県歯科医師会で共有している。
- ・文書だけでは分かりにくいので、音声付き動画を作成。（教職員手順動画、児童説明動画、ブクブクうがい30秒動画）教職員が閲覧できる共有フォルダに保存し、いつでも見ることができるようになっている。
- ・保護者に対する周知は、米子市が行う。（希望調査書などの送付）
- ・実施希望児童の集約は、米子市が行う。原則、電子申請で行う。集約データは、共有フォルダに保存し、教職員がいつでも見ることができるようになっている。週単位で更新し、常に最新のデータで実施してもらうようになっている。
- ・保護者等からのフッ化物洗口に関する問い合わせは、学校ではなく、すべて米子市または鳥取県歯科医師会とする。

- ・薬剤購入、調製、配達、回収は、すべて米子市または鳥取県歯科医師会が行う。
- ・各学校のボトル、紙コップやティッシュの配達スタイル（学年ごとに保冷バッグを分けるなど）に対応する。
- ・学校に専用の冷蔵庫を設置し、実施までの間、冷蔵庫で保管する。（冷えた洗口液は、苦みを感じにくく、また実施までの時間に余裕を持たせるため）

学校に対して

- ①小学校長とフッ化物洗口の進め方について協議、各校長に周知：米子市
- ②小学校長会で説明：米子市
- ③校長と事業の進め方について協議（各学校）：米子市
- ④校長、教頭、養護教諭と打合せ（各学校）：米子市、鳥取県歯科医師会
- ⑤職員説明会の実施（各学校）：米子市、鳥取県歯科医師会、学校歯科医
- ⑥児童説明会の実施（各学校）：米子市、鳥取県歯科医師会
- ⑦洗口実施（各学校）：鳥取県歯科医師会

保護者に対して

- ①フッ化物洗口の希望調査書、リーフレットを送付：米子市
- ②ホームページ、電子申請フォームにて動画、リーフレットを掲載し、フッ化物洗口の目的や効果について周知：米子市

児童に対して

- ①全児童に説明：米子市、鳥取県歯科医師会
- ②希望する児童に対して、水で練習を行う：米子市、鳥取県歯科医師会

その他工夫

- ①従来はフッ化物洗口を給食後に実施する1パターンのみだったが、午前、昼、午後の3パターンに選択肢を拡大。
- ②事業に関する相談窓口として、従来の県歯科医師会に加え、西部の歯科医師を追加。
- ③従来から使用しているミラノールに加え、味がなくうがいしやすいオラブリス（但し割高）も選択肢として提示。

伯耆町フッ化物洗口事業について

1, 保育所フッ化物洗口事業

○対象者・・・保育所年中、年長児の希望者

*「フッ化物洗口のチラシ」、冊子「みんなでブクブクむし歯予防・むし歯予防
フッ化物洗口事業」を添えて希望を取る。

○実施時期・・・6月～3月

○実施方法 ①各保育所の園歯科医師にミラノール指示書の発行を依頼。

②ミラノール顆粒、溶解ボトルは健康対策課が薬局で購入し各保育所に配布。

③給食後の歯みがきの後に集団でフッ化物洗口を実施する。

④ミラノール洗口液は各保育所で作り、出納簿で管理。

2, 小中学生フッ化物洗口事業

○対象者・・・町内在住の小中学生（希望者）

○実施時期・・・4月～3月

○実施方法 ①町内調剤薬局とフッ化物洗口業務に係わるミラノール顆粒配布業務委託契約。

②各学校歯科医師にミラノール指示書の発行を依頼。指示書は調剤薬局に提出。

③希望者にはミラノール引換券を配布。（初年度は溶解ボトルを無料で配布。）

保護者が毎月薬局でミラノール顆粒と交換する。

④各家庭で夜の歯みがきの後にフッ化物洗口を実施する。

⑤町内調剤薬局からの請求書に対して支払いをする。